

公務員宿舍津島住宅 13 号棟（仮称）整備事業

落札者決定基準

令和 7 年 7 月 3 1 日
財務省 中国財務局

1 総則

本「落札者決定基準」は、国が「公務員宿舍津島住宅 13 号棟（仮称）整備事業」（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者を募集及び選定するに当たって、入札に参加しようとする者に交付する「入札説明書」と一体のものである。

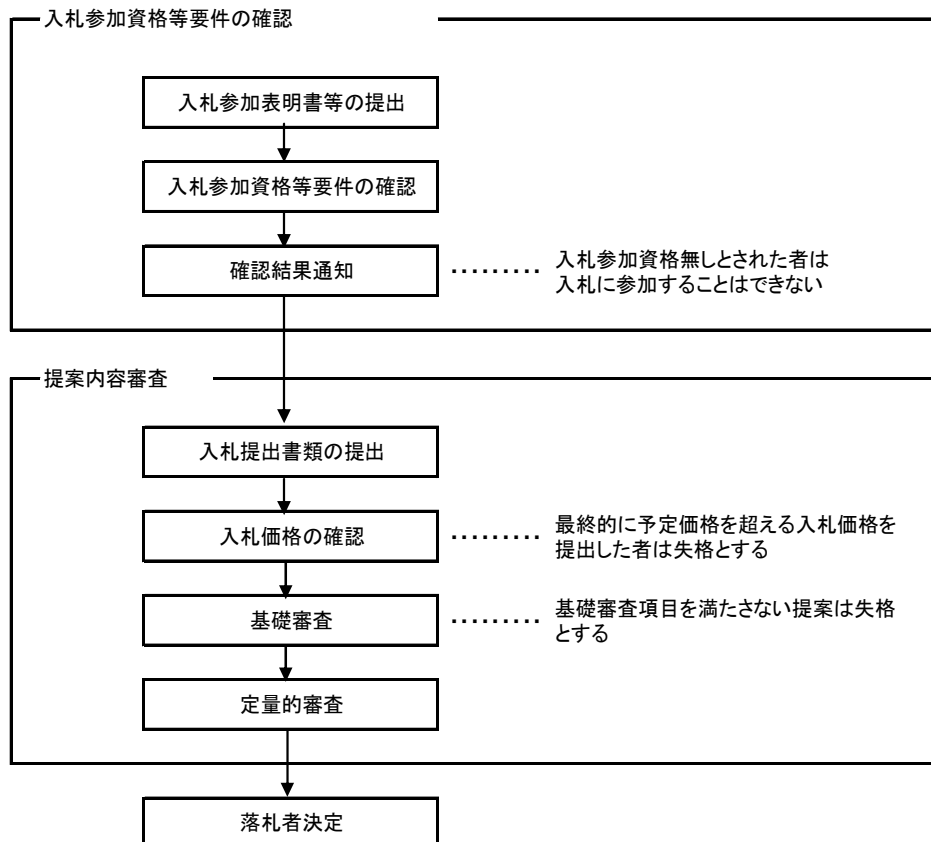
本事業においては、入札価格及び提案内容によって落札者を決定する総合評価一般競争入札方式を採用する。

本「落札者決定基準」は、総合評価一般競争入札により落札者を決定するための基準として示すものである。

なお、本「落札者決定基準」で使用する用語の定義は、入札説明書において使用される用語と同一のものである。

2 落札者決定までの流れ

落札者の決定に当たっては、入札参加資格等要件の確認をし、次いで入札価格の確認及び提案内容の審査を実施する。



3 入札参加資格等要件の確認

入札参加資格等要件の確認については、次のとおり実施する。

- (1) 本事業への入札参加希望者は、入札参加表明書等を支出負担行為担当官財務省中国財務局総務部長へ提出し、入札説明書に掲げる入札参加資格等要件について確認を受ける。
- (2) 入札参加資格等要件の確認結果は、入札参加資格等要件の確認を受けた者に対して通知する。

<入札参加資格等要件確認の項目>

- ア 入札参加者に関する要件
- イ 入札参加表明書の不備の有無
- ウ 会社更生法又は民事再生法に関する要件
- エ 予算決算及び会計令に関する要件
- オ 指名停止等に関する要件
- カ 利益相反、重複参加に関する要件
- キ 競争参加資格に関する要件
- ク 各業務実績に関する要件

表. 入札参加資格等要件における確認内容

要件	確認内容
入札参加グループ構成	代表企業、構成員が明確になっていること。
	設計、建設及び維持管理の各業務に当たる者が明確になっていること。
	工事監理者に建設企業以外の者が当たることが明確になっていること。
入札参加資格等要件	入札参加グループの構成員（代表企業を含む。）が、財務省中国財務局の所属担当官と締結した契約に関し、契約に違反し、又は同担当官が実施した入札の落札者となりながら、正当な理由なくして契約を拒み、ないしは入札等財務省中国財務局の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。
	入札参加グループの構成員（代表企業を含む。）が、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
	入札参加グループの構成員（代表企業を含む。）が、予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
	入札参加グループの構成員（代表企業を含む。）が、入札参加表明書等の受付日から落札者決定日までの期間、本事業において担当する業務に関して各省各庁から指名停止、一般競争参加資格停止を受けている期間中に該当しない者であること。

要件	確認内容
	入札参加グループの構成員（代表企業を含む。）が、財務省中国財務局が本事業についてアドバイザー業務をを委託しているランドブレイン株式会社及びランドブレイン株式会社が本アドバイザー業務において提携関係にある弁護士法人シリウス総合法律事務所又はこれらの者と資本面において関連がある者（当該会社の総株主の 100 分の 50 を超える議決権を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資を行っている会社をいう。）若しくは人事面において関連がある者（当該会社の代表権を有している役員を兼ねている場合の会社をいう。）でないこと。
	入札参加グループの構成員（代表企業を含む。）のいずれかが、他の入札参加グループの構成員として参加していないこと。
	入札参加グループの構成員（代表企業を含む。ただし、維持管理業務を行なう者を除く。）が、審査委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面において関連がある者（当該会社の総株主の 100 分の 50 を超える議決権を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資を行っている会社をいう。）若しくは人事面において関連がある者（当該会社の代表権を有している役員を兼ねている場合の会社をいう。）でないこと。
	入札参加グループの構成員（代表企業を含む。）が、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者であること。 なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあつては、手続開始の決定がなされた後において競争参加資格の再認定を受けている者であること。
	設計に当たる者（複数の者が分担して行う場合は全ての者）が、令和 7・8 年度財務省中国地区競争参加資格審査において、業種区分が「建築士事務所」の「A」等級に格付けされている者であること。
	設計に当たる者（複数の者が分担して行う場合は全ての者）が、平成 27 年度以降に、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、建築基準法別表第一(イ)欄(二)項に掲げる用途に供するものであり、地階を除く階数が 9 以上かつ延べ面積が 1,500 ㎡以上である建築物の設計実績があること。
	建設に当たる者が 3 者までであること。
	建設に当たる者が 1 者の場合は、令和 7・8 年度財務省中国地区競争参加資格審査において業種区分が「建築一式工事」の「A」等級に格付けされている者であること。 2 者又は 3 者の場合は、同業種区分が「建築一式工事」の「A」又は「B」等級に格付けされている者（内 1 者は「A」等級に格付けされていること。）であること。
	建設に当たる者が、提案内容に対応する建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の許可業種につき許可を有して営業年数が 3 年以上ある者であること。
	建設に当たる者が、提案内容に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができる者であること。

要件	確認内容
	建設に当たる者が1者の場合の当該者並びに2者又は3者の場合の内1者は、平成27年度以降に、その全部の引渡しを行った建築物について、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、建築基準法別表第一(イ)欄(二)項に掲げる用途に供するものであり、地階を除く階数が9以上かつ延べ面積が1,500㎡以上である建築物の建築一式工事の元請けとして施工した実績があること。 2者又は3者の場合の内1者を除く他の者については、平成27年度以降に、その全部の引渡しを行った建築物で、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、地階を除く階数が7以上である建築物の建築一式工事を元請けとして施工した実績があること。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上のものに限る。
	工事監理に当たる者が1者であること。
	工事監理に当たる者が、建設に当たる者と同一の者又は資本面において関連がある者（当該会社の総株主の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている会社をいう。）若しくは人事面において関連がある者（当該会社の代表権を有している役員を兼ねている場合の会社をいう。）でないこと。
	工事監理に当たる者が、令和7・8年度財務省中国地区競争参加資格審査において、業種区分が「建築士事務所」の「A」等級に格付けされている者であること。
	工事監理に当たる者が、平成27年度以降に、その全部の引渡しを行った建築物で、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、建築基準法別表第一(イ)欄(二)項に掲げる用途に供するものであり、地階を除く階数が9以上かつ延べ面積が1,500㎡以上である建築物の工事監理実績があること。
	維持管理に当たる者が1者であること。
	維持管理に当たる者が、令和7・8・9年度一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一）審査において、資格の種類が「役務の提供等」、競争参加地域が「中国」、営業品目が「建物管理等各種保守管理」の「A」又は「B」等級に格付けされている者であること。
	維持管理に当たる者が、平成27年度以降に、本事業における設置予定宿舎と同等以上の規模（戸数）の住宅の維持管理業務実績を1年以上有する者であること。

※これらの入札参加資格は、入札参加者から提出された入札参加表明書等に基づいて確認する。

4 提案内容審査

(1) 提案内容審査の流れ

提案内容審査は、次のとおり実施する。

ア. 入札価格の確認

入札においては、入札参加者が入札書に記載した入札価格が、国の設定する予定価格の範囲内であることを確認する。

なお、全ての参加者の入札価格が予定価格を超えている場合は、再度入札を行う。
(入札参加者からの提出書類の各様式に記載された内容(以下「提案内容」という。)の変更は行わない。)

最終的に、入札価格が予定価格を超える場合は失格とする。

イ. 基礎審査

提案内容が、(2)に示す基礎審査項目を満たしているかを確認する。当該要件について、1項目でも満たさない場合は失格とする。

ウ. 定量的審査

「事業計画に係る事項」、「施設整備計画に係る事項」、「余剰地の創出に係る事項」、「維持管理計画に係る事項」、「附帯的事業に係る事項」及び「その他に関する事項」の各評価事項について、財務省中国財務局に設置されている審査委員会において、提案内容の審査・加点付与を行う。

エ. 審査及び落札者の決定

審査委員会は、提案内容に基づき基礎審査項目を満たしているか否かを確認のうえ、定量的審査項目における評価を行い各提案の評価点を決定する。国はその評価点を入札価格で除した値(総合評価値)を算出し、総合評価値の最も高い者を落札者とする。

(2) 基礎審査の内容

基礎審査では、入札において入札価格が予定価格を下回っている提案を審査する。
提案内容が、以下の基礎審査項目を満たしていない場合は失格とする。

「附帯的事業に係る事項」については、入札参加者が附帯的事業を提案した場合にのみ、基礎審査を行うものであり、附帯的事業を提案しなかったことによって「附帯的事業に係る事項」に係る基礎点が付与されず失格になるものではない。

なお、入札参加者は、入札説明書及び業務要求水準書の記載内容を満たすよう十分に留意する必要がある。

基礎審査項目を全て満たした提案については、基礎点として40点を付与する。

表. 基礎審査項目と評価基準

基礎審査項目	基礎審査細目	評価基準
事業計画に係る事項		
事業計画全般	事業スケジュール	実現可能な事業スケジュールとなっていること。
長期収支計画	資金調達方法	事業費総額に対する借入金・出資金の構成と借入金・出資金の調達源、調達額、調達条件（金利等）が明示されていること。
		事業者の長期借入金について想定している金融機関の関心表明書（貸出人・借入人・貸出額・貸出日・融資期間・返済方法・適用金利を記載）が添付されていること。
	資金回収・返済方法	設計及び建設に係る対価（支払利息相当額を含む。）、維持管理業務に係る対価について、それぞれが当該国庫債務負担行為設定額を下回っていること。
		設計及び建設に係る対価について、国の支払が年 1 回、6 回（6 年間）の入札説明書に記載された支払い方法であること。 DSCR が 1.0 以上であること。
事業費	算出根拠	算出根拠が明示されていること、各提出書類の計数の整合性がとれていること。
施設整備計画に係る事項		
施設計画	施設の性能・仕様	業務要求水準書に示す性能・仕様であること又は同水準以上の性能・仕様であること。
	住戸数	b タイプ (34 m ² 以上 35 m ² 未満・専任居住用) : 151 戸を確保すること。
	駐車場	駐車場台数は住戸数の67%以上の台数分を確保すること。 平面駐車場とすること。
	駐輪場	駐輪場は住戸数の100%の台数分を確保すること。
	バイク置場	8台以上を確保すること。
機能性・快適性	日照条件	1 以上の居室における冬至の日照時間は 3 時間以上を確保すること。
施工計画	施設整備スケジュール	設計、着工及びしゅん工・引渡しまで、入札説明書に示すスケジュールを遵守し、妥当な工程であること。
維持管理計画に係る事項		
維持管理計画	維持管理業務の仕様	業務要求水準書に示す水準のサービスが得られる仕様であること又は同水準以上のサービスが得られる仕様であること。
余剰地の創出に係る事項		
余剰地の創出	有効活用が図られる余剰地	以下の条件を満たす 4,700 m ² （敷地北側からの進入部分（約 413 m ² ）を除く）以上の余剰地に関する提案となっていること。 ・余剰地は、一面地となっていること。 ・余剰地は、敷地北側からの進入路部分以外に、2 つの道路に接していること。
附帯的事業に係る事項（入札参加者が附帯的事業を提案しない場合には審査しない）		

事業計画	事業計画の確実性	事業の収支計画が明示され、DSCR が適切な水準となっているなど、事業実施の確実性が担保されていること。
	提案する施設の内容の妥当性	建築基準法上の用途に適合していること。
	公務員宿舎とのリスクの分離	附帯的事业に係るリスクが公務員宿舎の設計・建設、維持管理に影響を与える恐れを避ける又は最小限にするための提案がなされていること。
40.0		

(3) 定量的審査の内容

基礎審査を通過した提案について、次表に示す「事業計画に係る事項」、「施設整備計画に係る事項」、「余剰地の創出に係る事項」、「維持管理計画に係る事項」、「附帯的事業に係る事項」及び「その他に関する事項」について、加点付与基準に基づいて加点を付与する。

表. 定量的審査の評価事項、評価項目及び評価内容と配点

評価事項	評価項目		評価内容	配点
事業計画に係る事項	資金調達計画	安定性やコストへの配慮	・本事業の内容や期間、支払等の条件を踏まえて、安定性やコストなどの観点から工夫・検討された適切な資金調達方法が提案されているか。	3.0
	リスクへの対応	リスクへの対応方法	・事業の継続に重大な影響を与える可能性のあるリスクに対する分担体制や管理方法、リスク顕在化時の対応方法が具体的に提案されているか。	3.0
	小計			6.0
施設整備計画に係る事項	配置計画・周辺環境への配慮	デザイン性	・周辺の景観や街並みとの調和に配慮するとともに、公務員宿舎として華美な装飾・色調を避けた外観・外構のデザインとなっているか。 ・周辺環境との調和や景観にも配慮した良好な住環境の形成に努めているか。	2.0
		周辺に与える影響の低減	・周辺への日照障害、テレビ電波障害、風害、圧迫感、視線（プライバシー）等に対する配慮及び適切な対策が講じられているか。	2.0
		地域に開かれた外構空間	・敷地内の広場、歩行者通路等が地域に溶け込み、セキュリティ対策に支障のない範囲内で地域に開かれたものとなっているか。	2.0
		緑化	・良好な住環境の形成のため、周辺の自然環境と調和した緑化が図られているか。 また、維持管理がし易く、維持管理費用のコストが抑えられる提案がなされているか。	
	住戸計画	住戸内の機能性	・間取り（各室等の配置、面積及び各室間の動線）が使いやすく快適なものとなっているか。 ・収納スペースが適切な位置に十分確保されているか。 ・テレワークの実施を考慮した計画となっているか。 ・住戸内のバリアフリーに配慮したものとなっているか。	5.0
		住戸内の安全性	・住戸内の日常安全性及び災害時の安全性に配慮したものとなっているか。 ・防犯やプライバシーに配慮したものとなっているか。	

		室内環境性	・各住戸の日照時間が十分確保されるとともに、天井高さ並びに窓の高さ、大きさ及び位置が適切に計画され、採光、通風、換気等により快適な居住性を確保するよう計画されているか。 ・周辺からの騒音の低減や隣接住戸との遮音に配慮された計画となっているか。 ・ホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物（VOC）等の室内濃度低減策が講じられているか。	
	住棟、附帯施設等の共用部の計画	利便性、快適性	・住棟、駐車場、駐輪場、バイク置場、ごみ集積所、広場等の配置及び敷地内の動線計画（歩行者、バイク及び自動車）は、使いやすく快適で、安全なものとなっているか。 ・住棟内の施設や設備、各住戸等の配置及び動線計画（昇降機の設置台数を含む。）は、使いやすく快適なものとなっているか。	2.0
		バリアフリー化	・居住者が使用する敷地内の通路及び住棟等の共用部においてバリアフリー化が図られるとともに、サインの明瞭さ等を含めユニバーサルデザインの工夫はあるか。	
		交流の促進	・居住者間や地域住民との交流が図れるスペースが考慮されているか。	2.0
		防災性	・耐震安全性や、火災、津波、水害等の災害に対する安全性について、積極的な提案があるか。 ・災害時に避難場所等として地域住民の安全・安心に資するよう、防災機能を提供するなどの積極的な提案があるか。 ・停電、断水等ライフライン途絶時への対策等、災害時のレジリエンス強化についての提案があるか。	2.0
		防犯性、日常安全性	・敷地内及び住棟等の共用部は、防犯を含めた安全性に配慮したものとなっているか。	
	環境負荷低減	負荷の抑制	・断熱、日射遮蔽等による熱負荷抑制の工夫（ZEH-M Oriented を上回る高い外皮断熱性能（断熱等級）の達成等）があるか。	4.0
		エネルギー使用量の削減	・エネルギー使用量の削減のための工夫（ZEH-M Oriented を上回る高い省エネ率の達成等）や、最新の省エネ関連技術の採用等について積極的な提案があるか。	
		自然エネルギーの活用	・雨水利用や自然エネルギー（風・太陽）、自然採光、通風の活用が積極的に図られているか。	

		環境対策	・建設副産物の発生抑制・再資源化（解体材の再利用、現場発生材の削減、掘削土の削減等）に配慮した計画がなされているか。 ・循環資源に配慮した材料（リサイクル材、自然材料、再生可能材）の積極的な使用や、省資源化のための工夫があるか。 ・その他環境対策について工夫や積極的な提案があるか。	2.0
		環境性能	・CASBEE（建築環境総合性能評価システム）において B+ランクを上回るなど、環境に配慮した計画となっているか。	
		木材利用の促進	・一部構造部材の木造化や内装等の木質化について積極的かつ効果的な提案（木造化等への取組について、敷地外からも認識できる提案）があるか。	
	経済性	フレキシビリティ	・将来的な宿舍需要の変化（規格変更に対する可変性（フレキシビリティ））への配慮がなされているか。	5.0
		保全性（作業性・更新性）	・建築材料及び設備機器のメンテナンスや更新が容易に行える構造となっているか。	
		ライフサイクルコストの低減	・建築材料及び設備機器等が耐久性の高いものとなっているか。劣化の軽減のための対策が考慮されているか。 ・本事業期間中及び終了後の維持管理・更新に係る費用の低減を見据えた仕様や設備の導入等に関する工夫があるか。 ・木造化及び内装等の木質化に当たり、耐久性及びメンテナンス性が考慮されているか。	
	施工計画	品質確保	・工事における品質確保のための具体的な方法が提案されているか。	5.0
		施工工程、工法	・確実かつ適切な施工工程・工法となっているか。	
		安全確保、周辺環境保全	・工事中の周辺住民への安全確保、周辺環境保全は十分か。	
	小計			33.0
余剰地の創出に係る事項	余剰地の創出	有効活用が図られる余剰地	・土地面積、敷地形状、接道状況等が十分に配慮されているか。	2.0
		小計		2.0
維持管理計画に係る事項	維持管理業務	業務実施体制、業務プロセス	・空き住戸、敷地等の管理業務、防火管理等の業務、居住者等への応接業務、退去時の原状回復及び修繕関連業務について、要求水準書で要求された水準を満たすための具体的な方法（体制・業務プロセス）が提案されているか。	2.0
		コスト縮減の工夫	・適切な管理をした上で、コスト縮減のための工夫やコストアップを伴わないサービスレベル向上が具体的に提案されているか（共益費、維持管理費の縮減）。	2.0

		居住者のコミュニケーションの充実	・居住者のコミュニケーションの充実に関する活動及び本事業終了後の当該活動の継続（自治会との連携）に関する提案がなされているか。	2.0
	保守点検業務	業務実施体制、業務プロセス	・昇降機、消防設備、給水設備及び自家用電気工作物等の保守点検や監視業務、建築基準法 12 条に基づく点検において、要求水準書で要求された水準を満たすための具体的な方法（体制・業務プロセス）が提案されているか。	5.0
		コスト削減の工夫	・適切な管理をした上で、コスト削減のための工夫やコストアップを伴わないサービスレベル向上が具体的に提案されているか（共益費、維持管理費の削減）。	
	小計			
附帯的事業に係る事項	事業内容	事業の適切性、ニーズへの適合	・附帯的事業の内容及びその事業を選択した理由が本事業にとって適切なものであるか。	1.0
			・周辺地域（まちづくり）や入居者のニーズに合致し、周辺環境に配慮したものとなっているか。	
		・カーシェアリングの導入、電気自動車用充電設備の設置、要求水準書を上回る太陽光発電の活用などにより、脱炭素化や災害時のレジリエンス強化に資する提案となっているか。		
	事業計画	採算性、安定性、本事業とのリスクの分離	・事業の採算性を十分検討しているか。	1.0
・事業の規模に応じた安定性を確保するためのリスク対応策がとられているか。				
		・事業期間中、国に支払う貸付料等の見込みが適切か。		
		・本事業と附帯的事業の間でリスクの分離が図られているか。		
小計				2.0
その他に関する事項	ワーク・ライフ・バランス等	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する取組み	ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として、関係法令に基づく認定を受けているか。	3.0
	賃上げ	賃上げに関する取組み	賃上げの実施を表明しているか。	3.0
小計				6.0
合計				60.0

◆加付点付与基準

◇事業計画に係る事項

以下の評価内容について優れた提案が行われている場合に加点を付与する。

○評価項目：「資金調達計画」、「リスクへの対応」

評価	加付点
① 特に優れている	3.0
② ①と③の間	2.25
③ 優れている	1.5
④ ③と⑤の間	0.75
⑤ 要求水準等の規定通り	0

◇施設整備計画に係る事項

以下の評価内容について優れた提案が行われている場合に加点を付与する。

○評価項目：「配置計画・周辺環境への配慮」

■評価内容：「デザイン性」、「周辺に与える影響の低減」、「地域に開かれた外構空間及び緑化」

評価	加付点
① 特に優れている	2.0
② ①と③の間	1.5
③ 優れている	1.0
④ ③と⑤の間	0.5
⑤ 要求水準等の規定通り	0

○評価項目：「住戸計画」、「経済性」、「施工計画」

評価	加付点
① 特に優れている	5.0
② ①と③の間	3.75
③ 優れている	2.5
④ ③と⑤の間	1.25
⑤ 要求水準等の規定通り	0

○評価項目：「住棟、附帯施設等の共用部の計画」

■評価内容：「利便性、快適性及びバリアフリー化」、「交流の促進」、「防災性及び防犯性、日常安全性」

評価	加付点
----	-----

① 特に優れている	2.0
② ①と③の間	1.5
③ 優れている	1.0
④ ③と⑤の間	0.5
⑤ 要求水準等の規定通り	0

○評価項目：「環境負荷低減」

■評価内容：「負荷の抑制」、「エネルギー使用量の削減」、「自然エネルギーの活用」、「環境対策」、「環境性能」

評価	加点
① 特に優れている	4.0
② ①と③の間	3.0
③ 優れている	2.0
④ ③と⑤の間	1.0
⑤ 要求水準等の規定通り	0

■評価内容：「木材利用の促進」

評価	加点
① 特に優れている	2.0
② ①と③の間	1.5
③ 優れている	1.0
④ ③と⑤の間	0.5
⑤ 要求水準等の規定通り	0

◇余剰地の創出に係る事項

以下の評価内容について優れた提案が行われている場合に加点を付与する。

○評価項目：「余剰地の創出」

評価	加点
① 特に優れている	2.0
② ①と③の間	1.5
③ 優れている	1.0
④ ③と⑤の間	0.5
⑤ 要求水準等の規定通り	0

◇維持管理計画に係る事項

以下の評価内容について優れた提案が行われている場合に加点を付与する。

○評価項目：「維持管理業務」

■評価内容：「業務実施体制、業務プロセス」、「コスト削減の工夫」、「居住者のコミュニケーションの充実」

評価	加点
① 特に優れている	2.0
② ①と③の間	1.5
③ 優れている	1.0
④ ③と⑤の間	0.5
⑤ 要求水準等の規定通り	0

○評価項目：「保守点検業務」

評価	加点
① 特に優れている	5.0
② ①と③の間	3.75
③ 優れている	2.5
④ ③と⑤の間	1.25
⑤ 要求水準等の規定通り	0

◇附帯的事項に係る事項

以下の評価内容について優れた提案が行われている場合に加点を付与する。

○評価項目：「事業内容」、「事業計画」

評価	加点
① 特に優れている	1.0
② ①と③の間	0.75
③ 優れている	0.5
④ ③と⑤の間	0.25
⑤ 要求水準等の規定通り	0

◇その他に関する事項

ワーク・ライフ・バランスに係る取組み等に応じて、加点を付与する。

○評価項目：「ワーク・ライフ・バランス等」

評価		配点
女性活躍推進法に基づく認定 (えるぼし認定企業、プラチナえるぼし認定企業)等	プラチナえるぼし	3.0
	えるぼし3段階目	2.4

	えるぼし 2 段階目	1.8
	えるぼし 1 段階目	1.2
	行動計画	0.6
次世代法に基づく認定 (くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)等	プラチナくるみん	3.0
	くるみん (令和 7 年 4 月 1 日以降の基準)	2.4
	くるみん (令和 4 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日までの基準)	1.8
	トライくるみん (令和 7 年 4 月 1 日以降の基準)	1.8
	くるみん (平成 29 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日までの基準)	1.8
	トライくるみん (令和 4 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日までの基準)	1.8
	くるみん (平成 29 年 3 月 31 日までの基準)	1.2
	行動計画 (令和 7 年 4 月 1 日以降の基準)	0.6
若者雇用促進法に基づく認定 (ユースエール認定企業)		2.4
認定なし		0

(※ 1) 構成員全員がワーク・ライフ・バランス等の取組を実施している場合に
加点をする。

(※ 2) 複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。

○評価項目：「賃上げ」

評価項目例	要求要件	配点
賃上げの実施を表明した企業等	令和7年4月以降に開始する入札者の事業年度または令和7年以降の暦年において、対前年度比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること 【大企業】	3.0
	令和7年4月以降に開始する入札者の事業年度または令和7年以降の暦年において、対前年度比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること 【中小企業等】	
賃上げ表明なし		0

(※1) 構成員全員が賃上げを表明している場合に加点をする。

5 落札者の決定

支出負担行為担当官は、審査委員会で決定した評価点を入札価格で除した値(総合評価値)が最も高い者を落札者として決定する。

なお、総合評価値が最も高い提案が同点で複数ある場合には、くじ引きにより落札者を決定する。